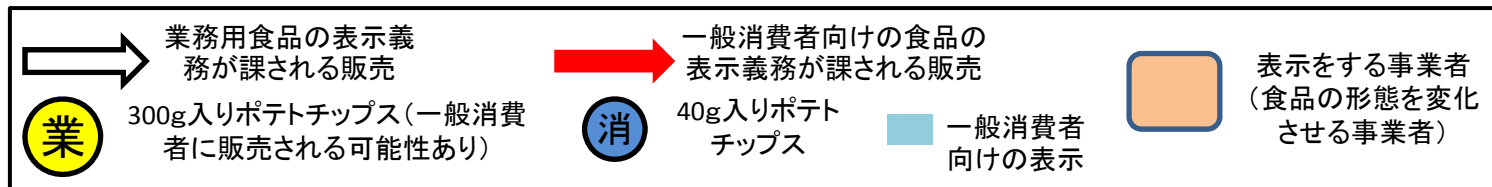


食品表示基準における一般消費者向けの食品と業務用食品の定義

【第27回食品表示部会資料13頁、15頁及び16頁より抜粋】

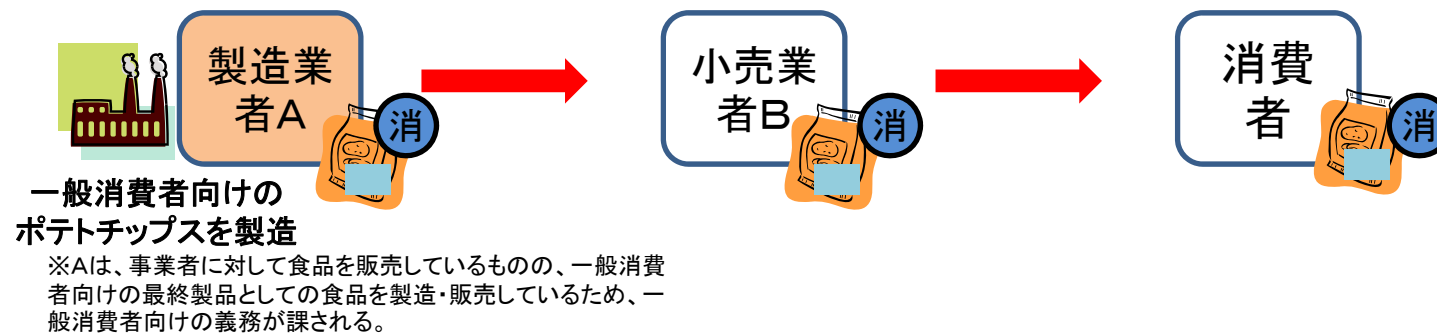
一般消費者向けの食品	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品及び添加物のうち、それぞれ、一般消費者に販売される形態となっているもの ・生鮮食品のうち、加工食品の原材料とならないもの
業務用食品	<ul style="list-style-type: none"> ・加工食品及び添加物のうち、それぞれ、一般消費者に販売される形態となっているもの以外のもの ・生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるもの

※食品の製造・加工形態や流通形態の違いによる表示義務の内容の整理について



■一般消費者向けの食品を扱う事業者(製造業者A)の例①

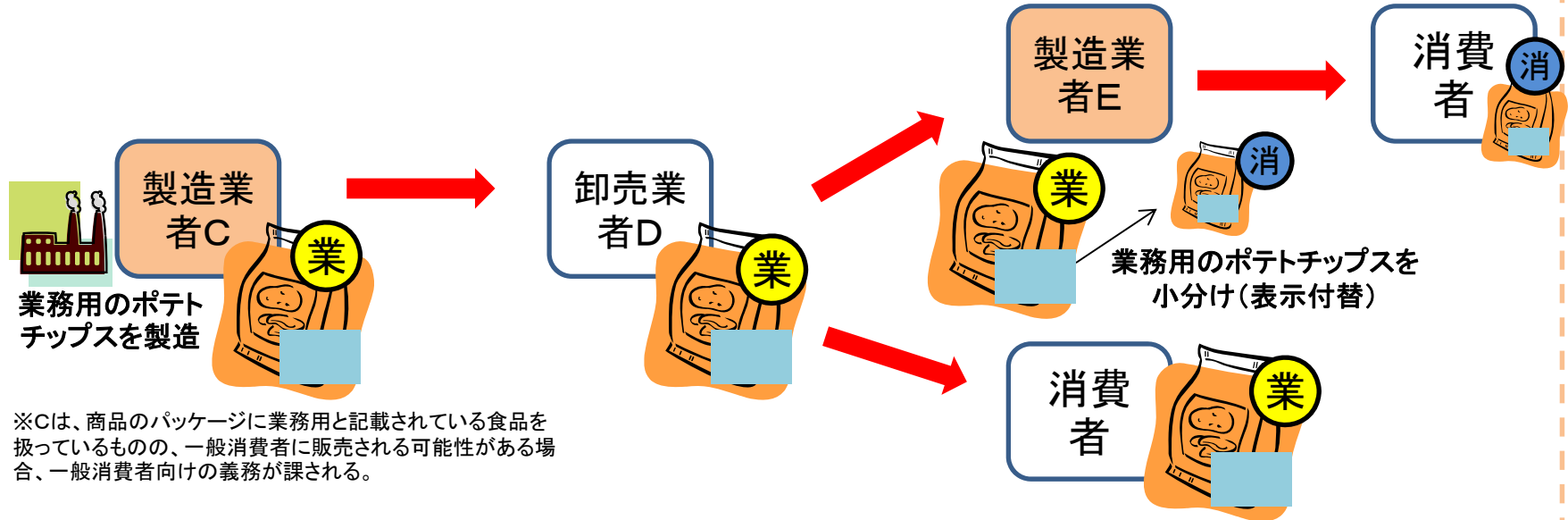
【小売業者がポテトチップスを仕入れ、そのまま消費者に販売する場合】



(次頁に続く。)

■一般消費者向けの食品を扱う事業者(製造業者C、卸売業者D)の例②

【業務用の食品の形態のまま消費者にも販売される可能性がある場合】



■業務用食品を扱う事業者(加工業者F)の例



※Fは、中間加工品(マッシュポテト)を事業者に対してのみ販売しているため、業務用食品としての表示義務が課される。なお、業務用食品への表示は、納品書や送り状等への表示が可能。